

システム統合後の銀行代理業務に関するお知らせ

当社では、りそな銀行・埼玉りそな銀行と銀行代理店契約を締結しておりますが、2019年4月1日の合併以降、3社間（当社、りそな銀行、埼玉りそな銀行）の下記お取引につきましても、旧近畿大阪銀行店舗の窓口に関りお取扱いが可能でした。

2019年10月15日予定のシステム統合後は、旧関西アーバン銀行店舗の窓口でも同様にお取扱いできるようになり、当社すべての店舗の窓口でお取扱いが可能となりますのでお知らせいたします。

※いちょう並木支店（ダイレクト専用支店）を除きます

記

窓口で対応可能な銀行代理業務

お取引内容	ご入金（普通預金、貯蓄預金）
	ご出金・ご解約（普通預金、貯蓄預金）
	通帳記入、通帳繰越、喪失受付、発見届、喪失受付時の解約・お支払い（普通預金）

※ 関西みらい銀行のお客さまは、りそな銀行・埼玉りそな銀行の窓口でも取扱可能です
（りそな銀行・埼玉りそな銀行のお客さまが、関西みらい銀行の窓口をご利用になる場合も同様です）

詳しくは窓口までお問合せください